

第6期小千谷市障がい福祉計画 第2期小千谷市障がい児福祉計画

[令和3年度～令和5年度]

令和3年3月
小千谷市

はじめに

本市における障がい福祉計画については、平成 19（2007）年 3 月に「第 1 期小千谷市障がい福祉計画」を策定した後、時代の変化や障がいのある人のニーズに対応するために計画の見直しを重ね、平成 30（2018）年 3 月に第 5 期の計画を「第 1 期小千谷市障がい児福祉計画」と一体的に策定し、計画的なサービスの提供、障がい者福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

国では、第 4 次障害者基本計画を平成 30（2018）年 3 月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報の各分野における諸施策の方向性を明示しました。

また近年は、全国的に障がい者の高齢化や 8050 問題、ダブルケアなど、人々が生活する上での課題が複雑化・複合化してきていることから、障がい者、高齢者、児童といった対象ごとの制度の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

本市では、それら国の動向や社会情勢、対象者等のニーズの変化を基に、新たに令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とする「第 6 期小千谷市障がい福祉計画」及び「第 2 期小千谷市障がい児福祉計画」を策定しました。

この計画に掲げた基本理念に基づく基本的な考え方により、施策及び事業を推進し、成果目標の達成をめざします。なお、これらの目標は行政だけで達成できるものではなく、家庭、事業所、地域等がそれぞれの役割と責任を認識し、連携しながら取り組んでいくことが大切であると考えております。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました小千谷市地域自立支援協議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

小千谷市長 大塚昇一

目次

<総論>

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 3

第2章 計画の基本的な考え方

- 基本理念と基本的な考え方 6

第3章 計画の推進

- 1 計画の進行管理 8
- 2 小千谷市地域自立支援協議会との連携 8

<各論>

第4章 第6期障がい福祉計画

- 第1節 第5期障がい福祉計画における目標達成状況 . . . 10
- 第2節 第6期障がい福祉計画における成果目標 15
- 第3節 障がい福祉サービスに関する事項 23
- 第4節 地域生活支援事業の実施に関する事項 42

第5章 第2期障がい児福祉計画

- 第1節 第1期障がい児福祉計画における目標達成状況 . . 52
- 第2節 第2期障がい児福祉計画における成果目標 54
- 第3節 児童福祉法のサービスに関する事項 56

<資料編>

- 小千谷市地域自立支援協議会
 - (1) 設置要綱 64
 - (2) 委員名簿 65

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

<障がい福祉計画>

「第6期小千谷市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、国の定める基本指針*に即し、「障がい福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」が地域の実情を踏まえて計画的に提供できるよう数値目標を設定するとともに、サービス需要を見込み、その確保のための方策を定めるものです。

第6期小千谷市障がい福祉計画を定めるにあたっては、障害者基本法に基づき、本市の障がい者福祉についてその理念や方針、施策の方向を明らかにした平成29年3月策定の「小千谷市障がい者計画」（平成29年度～令和3年度）と整合を図ることとします。

<障がい児福祉計画>

「第2期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20に基づき、国の定める基本指針に即し、「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」が地域の実情を踏まえて計画的に提供できるよう数値目標を設定するとともに、サービス需要を見込み、その確保のための方策を定めるものです。

また、同条第6項において、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができる、としていますので、第2期障がい児福祉計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援計画と調和をとりながら第6期障がい福祉計画と一体的に策定します。

※基本指針とは 名称を「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号）といい、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針のことをいいます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画として策定するもので、小千谷市総合計画及び同計画の個別部門計画に位置付けられた小千谷市障がい者計画と整合を図っています。

3 計画の期間

本計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

なお、計画期間中において本計画内容に大きく影響する法令改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合計画	第五次計画(28年度～7年度)					
基本計画	前期			後期		
福祉分野 行政計画						
障がい福祉計画	第5期			第6期		
障がい児福祉計画	第1期			第2期		
障がい者計画	29年度～3年度				4年度～8年度	
子ども・子育て支援事業計画	27年度～元年度		2年度～6年度			
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第7期			第8期		

《サービスの体系》

障害者総合支援法のサービス(自立支援給付)	児童福祉法のサービス
1 訪問系サービス <ul style="list-style-type: none"> ◎ 居宅介護(ホームヘルプ) ◎ 重度訪問介護 ◎ 同行援護 ◎ 行動援護 ◎ 重度障害者等包括支援 	1 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 児童発達支援 ◎ 医療型児童発達支援 ◎ 居宅訪問型児童発達支援 ◎ 放課後等デイサービス ◎ 保育所等訪問支援
2 日中活動系サービス <ul style="list-style-type: none"> ◎ 生活介護 ◎ 自立訓練(機能訓練) ◎ 自立訓練(生活訓練) ◎ 宿泊型自立訓練 ◎ 就労移行支援 ◎ 就労継続支援(A型) ◎ 就労継続支援(B型) ◎ 就労定着支援 ◎ 療養介護 ◎ 短期入所(ショートステイ) 	2 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 障害児相談支援
3 居住支援・施設系サービス <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自立生活援助 ◎ 共同生活援助(グループホーム) ◎ 施設入所支援 	障害者総合支援法のサービス(地域生活支援事業)
4 指定相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 計画相談支援 ◎ 地域移行支援 ◎ 地域定着支援 	地域生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 理解促進研修・啓発事業 ◎ 自発的活動支援事業 ◎ 相談支援事業 ◎ 成年後見制度利用支援事業 ◎ 成年後見制度法人後見支援事業 ◎ 意思疎通支援事業 ◎ 日常生活用具給付等事業 ◎ 手話奉仕員養成研修事業 ◎ 移動支援事業 ◎ 地域活動支援センター機能強化事業 ◎ 任意事業

第2章 計画の基本的な考え方

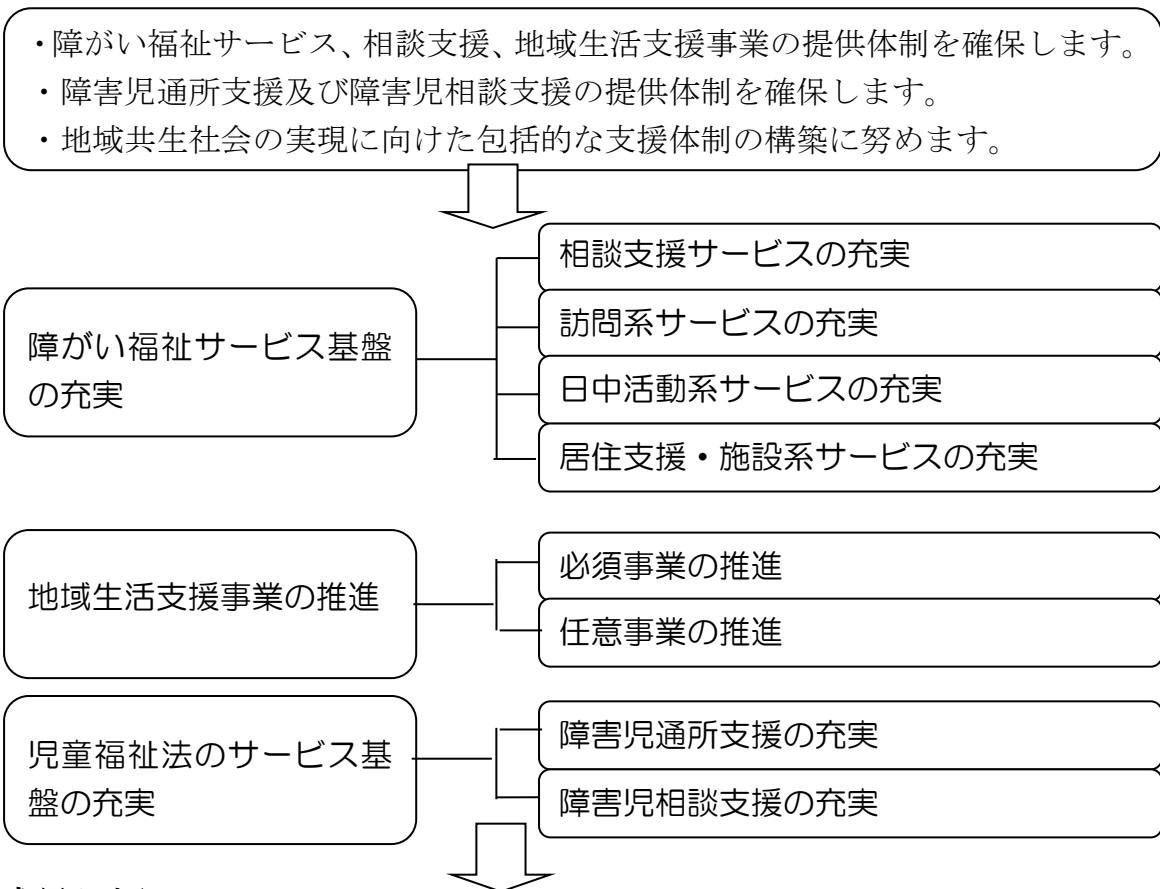
基本理念と基本的な考え方

本計画は、小千谷市障がい者計画（平成29年3月策定）で定めた基本理念を踏まえ、国の定める基本的な指針に基づき取り組みます。

基本理念

互いに尊重しあい 支えあい いきいきと暮らせるまち

基本的な考え方



成果目標

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児支援の提供体制の整備等
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第3章 計画の推進

1 計画の進行管理

令和5年度における目標を「成果目標」とし、令和3年度から5年度までの各年度のサービスの見込み量を「活動指標」として、PDCAサイクル※に沿って事業を実施し、毎年小千谷市地域自立支援協議会から各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて評価を受け、計画の見直しなど、施策に反映します。

2 小千谷市地域自立支援協議会との連携

本計画における障がい福祉サービスによる取組みを推進するにあたり、障害者総合支援法に基づき、小千谷市地域自立支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

※PDCAサイクルとは

- ・「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施するものです。
- ・業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

第4章 第6期障がい福祉計画

第1節 第5期障がい福祉計画における目標達成状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[国の基本指針]

- ・令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- ・令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

【第5期計画の取組状況】

項目	基準値	実績			第5期目標値
		平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
施設入所者数					
入所者数	41人	46人	46人	44人	40人
削減者数		0人	0人	2人	1人
28年度末に対する削減率	2.0%以上	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
地域生活移行者数		0人	0人	0人	1人
地域移行率	9.0%以上	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
点検・評価					
<p>施設入所者数は、平成30年度以降、退所8件、入所6件の動きがあり、令和2年度末では44人となる見込みです。施設での生活を選択される背景には障がい程度の重度化、介助者の高齢化、家庭環境等様々な要因があります。</p> <p>令和2年度の入所者削減者数については、死亡などを理由とする退所となります。施設入所者が退所しても重度の障がいなどにより地域生活が困難な人が新たな入所者として入所するなどの理由から、大きく減少するとは考えにくいです。</p> <p>地域生活への移行に関しては、家族の心身状況や居住の場に関する意向の把握など、必要となる相談支援を行うものの、目標値に達しませんでした。安心して生活できる居住の場や日中活動の場の確保、地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発を図る必要があると考えます。</p>					

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

[国の基本指針]

- ・令和 2 年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定

【第 5 期計画の取組状況】

項 目	令和 2 年度実績
令和 2 年度末時点での協議の場	1 箇所
点検・評価	
<p>地域包括ケアシステムの構築に関して、基幹相談支援センター等と協議を重ねた結果、地域移行支援に関する検討に必要とする関係者が「いのちとこころの支援連絡会」で構成されていることから、本連絡会を拡充し協議の場の体制整備を図ることとしました。協議の場の拡充については、自立支援協議会相談・サービス提供事業所相談事業所合同部会（保健・福祉関係者が参加）を活用し、地域移行支援に関する検討会議を開催する際に医療機関の関係者から参加していただくことで、協議の場の整備としました。今後は協議の場を活用し、精神障がいのある人も地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような体制づくりを検討していきます。</p>	

3 地域生活支援拠点の整備

[国の基本指針]

- ・令和 2 年度末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定

【第 5 期計画の取組状況】

項 目	令和 2 年度末実績
令和 2 年度末時点での地域生活支援拠点の整備	整備済
点検・評価	
<p>令和元年度は、地域生活支援拠点のニーズの把握を行うために、市内の相談事業所等にアンケート調査を実施し、緊急時の相談支援や、緊急受け入れの調整が必要となる対象者をリスト化しました。令和 2 年度は、ワーキンググループを設置し拠点整備に当たっての検討とマニュアル等の作成を行いました。必要とされる機能を①相談②緊急対応の調整とし、各機能を持つ複数の事業所が連携して対応する「面的整備型」で整備を行うこととしました。</p> <p>障がいのある人やその家族の高齢化や親亡き後の支援を見据えて、地域全体で支える体制づくりを推進していきます。</p>	

4 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

[国の基本指針]

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定
- ・平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて目標値を設定

【第5期計画の取組状況】

項目	基準値	実績			第5期 目標値
		平成 28年度	平成 30年度	令和 元年度	
一般就労移行者数					
一般就労者数	2人	4人	2人	4人	5人
28年度に対する実績率	1.5倍以上	2倍	一倍	2倍	2.5倍
点検・評価					
<p>就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する人は、平成30年度4人、令和元年度2人、令和2年度は4人の見込みであり、移行者数は目標値まであとわずかでしたが届きませんでした。これについては、社会情勢等、様々な要因が考えられます。</p> <p>引き続き、障がい者の雇用の推進にあたっては、小千谷市立総合支援学校、公共職業安定所、商工会議所などの関係機関と連携しながら、実習先となる市内企業の開拓と確保に努める必要があります。また、障がいに対する理解を深めるための取り組みを行う中で、企業が求めている人材とのマッチングができるように、企業と就労支援事業所との接点づくりを行っていきます。</p>					

② 就労移行支援事業の利用者数

[国の基本指針]

- ・令和2年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

【第5期計画の取組状況】

項目	基準値	実績			第5期目標値
		平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
就労移行事業利用者数					
利用者数	9人	10人	10人	11人	11人
28年度に対する増加率	120%以上	111.1%	111.1%	122.2%	122.2%
点検・評価					
就労移行支援事業所は市内に1箇所あり、11名が利用しました。利用期限があるため、利用者の入れ替わりがあります。減少した分、新規利用者がいるため利用人数は変動せずに横ばいとなります。					

③ 就労移行率が3割以上の事業所の割合

[国の基本指針]

- ・令和2年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【第5期計画の取組状況】

項目	基準値	実績			第5期目標値
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
就労移行支援事業所の数					
就労移行率3割以上の事業所数割合	0箇所 50%	0箇所 0.0%	0箇所 0.0%	0箇所 0.0%	1箇所 100%
点検・評価					
就労移行支援事業から一般就労した実績人数は、平成30年度1人、令和元年度1人、令和2年度見込み2人であり、就労移行率は3割に届きませんでした。市内の事業所は1箇所であるため、就労につなげるために就労移行支援事業の実施について事業所に働きかけることが必要です。					

④就労定着支援利用による職場定着率

[国の基本指針]

- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定

※1年後の定義 「事業利用（支給決定）から1年超となる日」（＝満1年に該当する日の翌日）を指す。

項目	基準値	実績	第5期 目標値	考え方
職場定着者数 目標値 (%)	平成 30年度 0人 80%以上	令和 元年度 0人 0%	令和 元年度 0人 0%	基準年度中において就労定着支援事業を新規に利用する者のうち翌年度末までに1年以上に渡り一般就労している者 (事業利用、一般就労ともに見込み含む)
	令和 元年度 2人 80%以上	令和 2年度 0人 0%	令和 2年度 2人 100%	
点検・評価				
<p>就労定着支援事業は、平成30年度から新設された事業であることから、就労定着支援開始から1年経過した対象者がおらず、実績に繋がりませんでした。令和元年度から2名の利用者がいることから、その利用者が就労定着した場合、今後実績値として現われてくる見込みです。相談支援事業所等を通じて、必要となる人に就労後に就労定着支援を利用してもらうよう働きかけていきます。</p>				

第2節 第6期計画における成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[国の基本指針]

- ・令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- ・令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

【第6期計画の目標】

項目	基準値	目標値	考え方
	令和元年度	令和5年度	
施設入所者数			
入所者数	46人	45人	令和元年度末の入所者数
削減者数		1人	減少見込み数
元年度末に対する削減率	1.6%以上	2.2%	
地域生活移行者数		1人	地域生活に移行する人
地域移行率	6%以上	2.2%	
数値設定にあたっての考え方			
<p>入所者数は、令和元年度末時点の入所者は46人ですが、令和2年度末時点の入所者は44人となる見込みであり、過去の入所者の傾向から、令和5年度まで2人入所者を見込みました。入所者削減者数については、入所者の高齢化による死亡などを理由とする退所が考えられます。</p> <p>施設入所者の地域生活への移行については、障がい者の重度化、介助者の高齢化、家庭環境等の状況から施設での生活を選択される人も多くいることから、実情を鑑み国の指針を下回る目標値としました。</p>			

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

[国の基本指針]

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を設定する。
- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を設定する。
- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を設定する。

項 目	目 標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数	3回	3回	3回
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加人数	25人	25人	25人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助	16人	17人	18人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
考え方（想定される体制等）			
<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の設置については、令和2年度に整備しました。協議の場の開催回数については、年3回とします。開催時期は、季節の変わり目に当たる6月、10月、2月とし、精神障がいのある人が比較的不安定となる時期に設定します。協議の場の参加人数は、構成委員の25名となります。また、年に1回は、地域の課題とそれに対する支援方法について意見交換と情報共有を行っていきます。</p> <p>精神障がい者の共同生活援助については、令和元年度実績をもとに目標設定しました。地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助については、地域包括ケアシステムの協議の場を活用して、医療機関など関係機関と連携し、支援者の研修を通じて、推進を図ります。</p>			

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

[国の基本指針]

- ・各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運営状況を検証及び検討する

【第6期計画の目標】

項 目	目 標
令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保	整備済
地域生活拠点等の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度 1回 令和4年度 1回 令和5年度 1回
考え方（想定される機能、体制等）	
<p>緊急相談や、緊急受け入れ調整への発展が危惧されるような対象者を事前に把握し、関係機関に対して、本人の家族状況や、障がい特性、服薬情報等、必要な情報提供を行う必要があることから、拠点等台帳を作成し、緊急時に備える体制作りを行います。各機能を持つ複数の事業所が連携して対応する「面的整備型」とし緊急時には、相談、受け入れの調整を行います。年に1回、自立支援協議会において、検証及び検討を行っていきます。</p>	

4 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

[国の基本指針]

- ・就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定
- ・令和5年度の一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて目標値を設定併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
 - ・就労移行支援事業からの移行：1.30倍以上
 - ・就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
 - ・就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

【第6期計画の目標】

項目	基準値	目標値	考え方
一般就労移行者数	令和元年度	令和5年度	
一般就労者数	2人	5人	福祉施設の利用者のうち、一般就労した者の数
元年度に対する実績率	1.27倍以上	2.5倍	
数値設定にあたっての考え方			
事業者と関係機関が連携を図り、一般就労の主な要因である企業における職場実習を増加させることや専門機関（障害者就業・生活支援センター）につなげることを実践していくことで、一般就労する人が過去最も多かった平成27年度の5人を目標値に設定しました。引き続き、企業のニーズに合った訓練内容の検討を事業所へ働きかけるとともに、企業側へも障がいへの理解を深めてもらうように努めます。			

(就労移行支援事業)

【第6期計画の目標】

項目	基準値	目標値	考え方
就労移行支援事業利用からの移行者数	令和元年度	令和5年度	
利用者数	1人	2人	就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
元年度に対する増加率	1.30倍以上	2倍以上	
数値設定にあたっての考え方			
就労移行支援事業の利用者は、平成30年度に1人、令和元年度に1人、令和2年度に2人となっています。市内事業所数が1箇所であり、利用者が11人となっています。過去の実績を鑑み毎年度2人が一般就労する見込みで設定としました。			

第 4 章 第 6 期障がい福祉計画
第 2 節 第 6 期障がい福祉計画における成果目標

(就労継続支援 A 型事業)

【第 6 期計画の目標】

項 目	基準値	目標値	考え方
就労継続支援 A 型事業利用からの 移行者数	令和 元年度	令和 5 年度	
利用者数	0 人	1 人	就労継続支援 A 型事業を通じて 一般就労した者の数
元年度に対する増加率	1.26 倍以上	—	
数値設定にあたっての考え方			
<p>市内には事業所が無いいため、市外の事業所を利用しています。事業利用者で一般就労した人の実績は、平成 30 年度 0 人、令和元年度 1 人、令和 2 年度 1 人となっています。近年の実績を鑑みて毎年度 1 人が一般就労する見込みで設定しました。</p>			

(就労継続支援 B 型事業)

【第 6 期計画の目標】

項 目	基準値	目標値	考え方
就労継続支援 B 型事業利用からの 移行者数	令和 元年度	令和 5 年度	
利用者数	1 人	2 人	就労移行支援 B 型事業を通 じて一般就労した者の数
元年度に対する増加率	1.23 倍以上	2.0 倍以上	
数値設定にあたっての考え方			
<p>市内の 4 箇所の事業所における移行の実績は、平成 30 年度 4 人、令和元年度 2 人、令和 2 年度は 2 人を見込んでいます。市内の事業所は何処も、ほぼ定員どおりの利用者となっています。過去の実績を鑑み毎年度 2 人と見込み目標設定しました。事業の利用については、小千谷市立総合支援学校の卒業生の利用の増加が見込まれることから、事業所の増設も働きかけていく必要があります。</p>			

②就労定着支援事業の利用者数

[国の基本指針]

- 令和5年度における、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【第6期計画の目標】

項目	基準値	目標値	考え方
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	令和元年度	令和5年度	
就労定着支援事業利用者数	0人	5人	就労移行支援事業等を通じて一般就労した者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数
元年度に対する利用率	70%	100%	
数値設定にあたっての考え方			
就労移行支援事業を通じて一般就労した者のうち、就労定着支援事業の利用者は平成30年度に2人、令和元年度以降は実績がありませんでした。令和5年度までに一般就労する5人がすべて利用する見込みで5人と設定しました。			

③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

[国の基本指針]

- 令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定
- ※就労定着率の定義：過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

【第6期計画の目標】

項目	基準値	目標値	考え方
就労定着支援事業所の数	令和元年度	令和5年度	
就労定着率8割以上の事業所の数	0箇所 0%	1箇所 100%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数
数値設定にあたっての考え方			
平成30年度から就労定着支援事業は開始となりましたが、市内には事業所が無いことから、長岡市にある事業所を利用しています。事業利用実績としては、令和元年度2人、令和2年度は3人おり、現在も事業を継続利用しています。その利用者が就労定着した場合、実績値として現われてきます。今後、事業利用を終了して就労定着していくことを見込み目標設定しました。			

5 相談支援体制の充実・強化等

[国の基本指針]

- ・各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

項目	基準値	目標値		
	令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の確保	有	有	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	478件	480件	490件	500件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	33件	30件	35件	40件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	71回	70回	75回	80回
数値設定にあたっての考え方				
<p>平成24年度に計画相談が制度化され、障がいのある人やその家族等からの相談件数は、増加傾向にあります。また、相談内容の多様化や解決困難な相談事例の増加により、相談支援専門員等をサポートする体制の必要性から、平成29年10月に「小千谷市障がい者基幹相談支援センター」を立ち上げ、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を進めています。</p> <p>複雑多様化する相談ニーズの対応や、相談支援専門員の異動等に対し、適切な相談支援を実施するため、相談支援専門員の資質向上に継続的に取り組む必要があります。</p>				

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

[国の基本指針]

- ・令和5年度末までに、各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することを基本とする。

項 目	目 標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無と職員の参加人数	有 (2人)	有 (2人)	有 (2人)
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	有 (1回)	有 (1回)	有 (1回)
考え方 (想定される体制等)			
<p>担当職員は、障がい者総合支援法の具体的内容を理解し、障がい福祉サービスの利用状況を把握し、サービスの充足度について、検証できるような知識を習得する必要がある事から、都道府県や市町村が実施する研修会に積極的に参加します。毎年度において、2人が受講する見込みです。</p> <p>障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、現在個々の内容に関してのやりとりがあるものの、事業所全体と結果を共有する仕組みがないことから、自立支援協議会専門部会を活用する等、結果の共有に向けた体制構築を検討します。</p>			

第3節 障がい福祉サービスに関する事項

1 第5期計画の取組状況及び第6期計画の見込量

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、第5期計画（平成30年度～令和2年度）の進捗状況を勘案し、第6期計画（令和3年度～令和5年度）の各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとに必要なサービスを見込み、その見込み量確保のための方策を定め、計画的に取り組めます。

※ 令和2年度における実績値は見込み量となります。

(1) 相談支援

サービスの種類	内容
計画相談支援 (サービス等利用計画)	障がい福祉サービスを新規に利用する障がいのある人を対象に、サービス利用時の計画作成及びサービス利用継続のための定期的なモニタリング（見直し）を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等、児童福祉施設の入所者または精神科病院に入院している人を対象に、地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活する障がいのある人、家庭の状況により同居家族の支援を受けられない障がいのある人を対象に、連絡体制の確保や緊急事態等に対する相談支援を行います。

○第5期計画の取組状況

サービスの種類		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画	人/月	35	36	38
	実績		43	49	(見込)51
	計画比	%	122.9	136.1	134.2
地域移行支援	計画	人/月	0	2	2
	実績		0	0	(見込)0
	計画比	%	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	計画	人/月	1	1	1
	実績		0	0	(見込)0
	計画比	%	0.0	0.0	0.0

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

【点検・評価】

- ・計画相談支援については、計画値より実績が上回っている状況です。理由としては、小千谷市立総合支援学校卒業後に障がい福祉サービスを新規で利用する方が毎年一定数いることや脳血管障害、難病、精神障害等の中途障がい者の増加によるものと考えられます。
- ・相談支援専門員の資質の向上等、相談支援体制強化のために平成29年10月に基幹相談支援センターを開設、基幹相談支援センター及び市内相談支援事業所と連携し、障がいのある人一人ひとりに合わせたサービス等利用計画作成が行われるように計画相談支援の実施を進めています。
- ・平成30年度の報酬改訂等で質の高い相談支援への評価に伴い、モニタリングや計画の変更等により、計画相談支援の実績は増加傾向にあります。
- ・地域移行支援及び地域定着支援については、実績がない状況ですが、地域移行に関する研修会等への参加を通じて相談支援専門員の資質向上を進めています。精神科病院に長期入院している方は一定数いますが、長期入院によって本人が入院以外の生活をイメージできなくなり、退院を望まない傾向にあることや、高齢によって退院後に地域で生活できなくなること等が実績に繋がらない要因と考えます。

○第6期計画の見込量

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	54	57	60
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

【見込量確保のための方策】

- ・適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう基幹相談支援センターと連携し、更に相談支援専門員の資質向上に取り組みます。
- ・地域包括ケアシステムの協議の場を活用して、医療機関など関係機関と連携し、支援者の研修を通じて、地域移行支援、地域定着支援の推進を図ります。

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

(2) 訪問系サービス

サービスの種類	サービス内容と利用できる人
■居宅介護 (利用できる人)	居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 障害支援区分1以上の人
■重度訪問介護 (利用できる人)	常時介護を必要とする重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難がある人に、居宅における入浴、排せつ、食事の介護から外出時の移動中の援助までを総合的に行います。 障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている人
■同行援護 (利用できる人)	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供と移動の支援を行います。 同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である人。ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合は、次のいずれにも該当する人 ①障害支援区分2以上の人 ②障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定されている人または「移乗」「移動」「排尿」「排便」いずれかが「支援が不要」以外に認定されている人
■行動援護 (利用できる人)	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人に対して援護、外出時の移動中の介助等を行います。 障害支援区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の人
■重度障害者等包括支援 (利用できる人)	介護の支援が著しく高い常時介護を要する人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。 障害支援区分6で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、次のいずれかに該当する人 ①四肢に麻痺等があり、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人 ②四肢に麻痺等がある最重度の知的障がいのある人 ③障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目の合計点数が10点以上の人

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

○第5期計画の取組状況

■居宅介護		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	時間/月	606	640	675
	実 績		441	434	(見込) 491
	計画比		%	72.8	67.8
	計 画	人/月	35	37	39
	実 績		34	35	(見込) 32
	計画比		%	97.1	94.6

【点検・評価】

- ・利用時間、人数ともに実績は計画値以下となりました。市内の事業所におけるヘルパーの稼働を上回った利用希望があることや、希望時間が集中することで必要量が充足されていないことが要因となっています。このことは、障がいのある人の利用特徴として、1回当たりの利用時間が長いこと、朝夕又は土日の利用ニーズが高いことが実態としてあらわれています。

■重度訪問介護		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	時間/月	0	0	20
	実 績		0	0	(見込) 0
	計画比		%	0.0	0.0
	計 画	人/月	0	0	1
	実 績		0	0	(見込) 0
	計画比		%	0.0	0.0

【点検・評価】

- ・利用はありませんでした。
- ・重度訪問介護は半日から1日と長時間の利用を想定していることから、ニーズが生じた場合はヘルパー体制の整備が必要です。

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■同行援護		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	時間/月	0	0	4
	実績		16	13	(見込)9
	計画比		—	—	225.0
	計画	人/月	0	0	1
	実績		1	1	(見込)1
	計画比		—	—	100.0
【点検・評価】					
・令和2年度から、市内に事業所が開設されサービスが拡充されました。今後もニーズが高まって行く見込みとなります。					

■行動援護		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	時間/月	4	6	8
	実績		9	9	(見込)6
	計画比		225.0	150.0	75.0
	計画	人/月	2	3	4
	実績		2	2	(見込)1
	計画比		100.0	66.7	25.0
【点検・評価】					
・利用者は固定されており、冬期は利用がなかったため、時間の増もありませんでした。					

■重度障害者等包括支援		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	時間/月	0	0	0
	実績		0	0	(見込)0
	計画比		0.0	0.0	0.0
	計画	人/月	0	0	0
	実績		0	0	(見込)0
	計画比		0.0	0.0	0.0
【点検・評価】					
・利用はありませんでした。					
・利用できる事業所が、現在県内にはありません。					

○第6期計画の見込量

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■居宅介護	時間/月	525	570	615
	人/月	35	38	41
■重度訪問介護	時間/月	0	0	40
	人/月	0	0	2
■同行援護	時間/月	18	27	27
	人/月	2	3	3
■行動援護	時間/月	6	12	12
	人/月	1	2	2
■重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【見込量確保のための方策】

- ・令和元年11月に新規の居宅介護事業所が開設したことや、令和2年6月から市内で同行援護事業者が開設したことにより、サービスが拡充され、ニーズが増える見込みです。

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

(3) 日中活動系サービス

■生活介護

サービス内容	常時介護を必要とする人に、主として昼間において、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
利用できる人	障害支援区分3以上(施設に入所する場合は支援区分4以上)の人 ただし、50歳以上の場合は、障害支援区分2以上(施設に入所する場合は支援区分3以上)の人

○第5期計画の取組状況

■生活介護		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	人日/月	1,267	1,286	1,306
	実績		1,260	1,276	(見込)1,349
	計画比	%	99.4	99.2	103.3
	計画	人/月	66	67	68
	実績		76	77	(見込)75
	計画比	%	115.2	114.9	110.3
<p>【点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に、市内でのサービス提供事業所が1箇所から3箇所に増加したことから、利用日数、人数ともに計画値を上回りました。 施設入所者(短期、グループホーム含む。)の利用は一定量が見込めるため、施設近隣でサービスが確保できるよう働きかける必要があります。 高齢の障がい者の介護保険への移行を見据えた利用も今後増えていく見込みです。 					

○第6期計画の見込量

■生活介護		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数		人日/月	1,458	1,566	1,692
		人/月	81	87	94
<p>【見込量確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生型サービスの開始により、今後もサービス利用の増加が見込めます。必要なサービス量を提供できるよう、関係事業者と連携し、ニーズの把握と情報共有を行うと共に、引き続きより多くの介護保険事業所から共生型サービスを開始してもらえるよう働きかけていきます。 					

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■ 自立訓練（機能訓練）

サービス内容	期限を設けて、身体機能または生活能力の維持・向上のために、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーション等を行います。
利用できる人	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者で、次のいずれかに該当する人 ①施設・病院を退所・退院し、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校等を卒業し、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

○ 第5期計画の取組状況

■ 自立訓練（機能訓練）		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人日/月	22	43	65
	実 績		43	34	(見込)12
	計画比	%	195.5	79.1	18.5
	計 画	人/月	1	2	3
	実 績		3	3	(見込)1
	計画比		%	300.0	150.0
<p>【点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者が限定されるため利用者自体が少なく、また入れ替わりのある有期サービスであることから比率は大きく変動します。 市内でサービスを提供できる事業所はありません。 市外は新潟市、長岡市の事業所を利用しています。 					

○ 第6期計画の見込量

■ 自立訓練（機能訓練）		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人日/月		22	44	44
	人/月		1	2	2
<p>【見込量確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内でサービスを提供する事業所がないため、市外事業所の利用を見込んでいます。利用者の送迎が困難となっています。身体に障がいのある人の専門的なリハビリテーションを望む人に必要なサービスを提供できるよう医療機関や関係事業者と連携を図っていきます。 					

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■自立訓練（生活訓練）

サービス内容	期限を設けて、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練、その他の援助を行います。
利用できる人	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者で、次のいずれかに該当する人 ①施設・病院を退所・退院し、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校等を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人等で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人

○第5期計画の取組状況

■自立訓練（生活訓練）		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人日/月	207	223	239
	実 績		89	85	(見込)121
	計画比	%	43.0	38.1	50.6
	計 画	人/月	13	14	15
	実 績		14	11	(見込)8
	計画比	%	107.7	78.6	53.3
<p>【点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数と利用日数は、ともに計画値を下回ったものの、令和2年度は地域での生活を目指す方の、利用回数の増加が見られました。 ・市内でのサービス提供事業所は1箇所であり、ニーズが増えた場合は、回数、時間数を調整する必要があります。 ・対象者が限定されるため利用者自体が少なく、また入れ替わりのある有期サービスであることから比率は大きく変動します。 					

○第6期計画の見込量

■自立訓練（生活訓練）		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人日/月		156	187	218
	人/月		10	12	14
<p>【見込量確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所は1箇所のため、市外の事業所の利用も見込んでいます。ニーズが増えた場合は、必要なサービス量を提供できるよう関係事業者と連携を図っていきます。 					

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■宿泊型自立訓練

サービス内容	知的障がいのある人と精神障がいのある人に、居室などの設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。
利用できる人	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用して、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練などの支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。

○第5期計画の取組状況

■宿泊型自立訓練		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人日/月	75	75	75
	実 績		49	53	(見込)61
	計画比		65.3	70.7	81.3
	計 画	人/月	3	3	3
	実 績		3	4	(見込)2
	計画比		100.0	133.3	66.7
<p>【点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日数は計画値を下回りましたが、年々増加しています。地域での生活を目指し、利用する人は一定数います。 					

○第6期計画の見込量

■宿泊型自立訓練		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人日/月		92	92	92
	人/月		3	3	3
<p>【見込量確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内でサービスを提供する事業所がないため、市外事業所の利用を見込んでいます。日常生活能力の向上等に向けて必要な人にサービスを提供できるよう関係事業者と連携を図っていきます。 					

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■就労移行支援

サービス内容	就労を希望し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、期限を設けて生産活動、その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の援助を行います。
利用できる人	次のいずれかに該当する人 ①就労を希望するが、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識・技術の習得や就労先の紹介などの支援が必要な65歳未満の人 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する人

○第5期計画の取組状況

■就労移行支援		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	人日/月	196	196	216
	実績		88	138	(見込)189
	計画比	%	44.9	70.4	87.5
	計画	人/月	10	10	11
	実績		10	10	(見込)11
	計画比	%	100.0	100.0	100.0
【点検・評価】					
<ul style="list-style-type: none"> 一般就労をめざす人の他、小千谷市立総合支援学校卒業後の就労継続支援（B型：非雇用型）の利用を見据えた利用者もいます。 定員、有期サービスの関係から、入れ替わりがあるもので、人数は増えていません。 平成30年度は4人、令和元年度は2人が一般就労へ移行しました。 					

○第6期計画の見込量

■就労移行支援		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数		人日/月	265	284	302
		人/月	14	15	16
【見込量確保のための方策】					
<ul style="list-style-type: none"> 市内でのサービス提供事業所は1箇所であることから、地域において必要なサービス量を提供できるよう、関係事業者と連携し、ニーズの把握と情報共有を行います。 今後も利用者は増加する見込みで、市外の事業所の利用も見込んでいます。 小千谷市立総合支援学校の卒業生の他、就労の希望がある人、就労の見込みがある人が利用できるよう、相談支援事業者と連携し支援します。 					

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■就労継続支援（A型：雇成型）

サービス内容	通常の事業所に雇用されることが困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の人に対し、期限を設けて生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な支援を行います。
利用できる人	次のいずれかに該当する人 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校等を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③企業等を離職した人等就労経験のある人で現に雇用関係がない人

○第5期計画の取組状況

■就労継続支援（A型）		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人日/月	136	136	136
	実 績		130	146	(見込)151
	計画比	%	95.6	107.4	110.0
	計 画	人/月	6	6	6
	実 績		8	10	(見込)8
	計画比	%	133.3	166.7	133.3
<p>【点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内にサービス提供事業所はありませんが、ニーズもあることから、計画値よりも利用人数と日数の実績が上回りました。 ・市外の事業所は長岡市、見附市、魚沼市を利用しています。 					

○第6期計画の見込量

■就労継続支援（A型）		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人日/月		189	227	284
	人/月		10	12	15
<p>【見込量確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内でサービスを提供する事業所がないため、市外事業所の利用を見込んでいます。雇用契約に基づいた継続的な就労支援を行うことが適当な人に、サービスが提供できるよう関係事業者と連携を図っていきます。 ・小千谷市立総合支援学校の卒業生の他、就労の希望がある人、就労の見込みがある人が利用できるよう、相談支援事業者と連携し支援します。 					

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■就労継続支援（B型：非雇用型）

サービス内容	通常の事業所に雇用されることが困難な人で、就労移行支援事業などを利用して雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などに、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持に必要な支援を行います。
利用できる人	次のいずれかに該当する人 ①就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援（B型）の利用が適当と判断された人 ③上記①、②に該当しない人で、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者

○第5期計画の取組状況

■就労継続支援（B型）		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人日/月	1,938	1,976	2,014
	実 績		1,690	1,690	(見込)1,663
	計画比		%	87.2	85.5
	計 画	人/月	102	104	106
	実 績		108	104	(見込)101
	計画比		%	105.9	100.0
【点検・評価】					
<ul style="list-style-type: none"> 市内では4箇所の事業所でサービス提供を行っていますが、ほぼ定員いっぱいの利用があることから、市外事業所を利用する人もいます。今後も利用日数、人数ともに増加の傾向は続くと見込まれます。 利用者の高齢化が課題となっており、生活介護や介護保険サービスへの移行を検討していく必要があります。 					

○第6期計画の見込量

■就労継続支援（B型）		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人日/月		1,795	1,881	1,967
	人/月		105	110	115
【見込量確保のための方策】					
<ul style="list-style-type: none"> 市内事業所や、関係事業者と情報共有を図り、市内において必要なサービス量を提供できるよう取組みます。 障がい特性等に見合った適正なサービス利用となるよう関係事業者と連携を図っていきます。 					

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■就労定着支援

サービス内容	就労に向けた一定の支援を受けて一般の事業所に新たに雇用された障がいのある人の就労の継続を図るために一定の期間、事業主や障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
利用できる人	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

○第5期計画の取組状況

■就労定着支援		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人/月	0	2	2
	実 績		0	2	(見込)4
	計画比	%	0.0	100.0	200.0

【点検・評価】

- ・就労移行支援事業等を通じて就労した人に対し、サービスの周知を行い、支援が必要となる人へサービスを提供しました。引き続き関係事業者と連携をしていきます。

○第6期計画の見込量

■就労定着支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人/月	5	7	7

【見込量確保のための方策】

- ・就労移行支援事業等を通じて就労した人に対し、就労定着支援サービスを周知し必要な人に利用してもらえるよう、関係事業者と連携していきます。

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■療養介護

サービス内容	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
利用できる人	次のいずれかに該当する人 ①障害支援区分6で筋萎縮性側索硬化症患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人 ②障害支援区分5以上で筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者

○第5期計画の取組状況

■療養介護		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	人日/月	12	13	13
	実績		11	12	(見込)12
	計画比	%	91.7	92.3	92.3
<p>【点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者は施設入所者で、医療と常時介護を必要とする方に限られることから対象者が限られます。 <p>利用施設は市外の新潟病院（柏崎市）、さいがた病院（上越市）、長岡療育園（長岡市）です。</p>					

○第6期計画の見込量

■療養介護		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数		人/月	13	14	15
<p>【見込量確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要なサービス量を提供できるよう関係事業者と連携を図っていきます。 					

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■短期入所（ショートステイ）

サービス内容	障がい者支援施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
利用できる人	障害支援区分1以上の人（障がい児はこれに相当する支援の度合いであること）

○第5期計画の取組状況

■短期入所		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人日/月	58	74	90
	実 績		101	114	(見込)270
	計画比	%	174.1	154.1	300.0
	計 画	人/月	11	14	17
	実 績		29	30	(見込)26
	計画比		%	263.6	214.3

【点検・評価】

- ・市内にサービスを提供する事業所はありません。利用のニーズが高く計画を大きく上回りました。近隣の市外事業所では、満床の状態の利用希望がかなわないこともあります。また、利用にあたり送迎が利用者の負担になることも課題になっています。
- ・保護者の不在時やレスパイト、今後の施設入所等を見据えた目的での利用希望が出てきています。

○第6期計画の見込量

■短期入所		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数		人日/月	134	152	170
		人/月	23	26	29

【見込量確保のための方策】

- ・今後もニーズが増えていく見込みであるため、必要なサービス量を提供できるよう関係事業者と連携を図っていきます。
- ・市内においてサービスを提供するために、介護保険と障がい福祉両方の制度に相互に共通する「共生型サービス」が活用できるよう制度について介護保険事業者に周知を図ります。

(4) 居住支援・施設系サービス

■ 自立生活援助

サービス内容	施設入所支援又はグループホームを利用していた障がいのある人等が、一人暮らしをする上での各般の問題の解決を図るため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問、又は随時相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
利用できる人	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等。

○ 第5期計画の取組状況

■ 自立生活援助		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	人/月	0	0	2
	実績		0	0	(見込)0
	計画比	%	0.0	0.0	0.0

【点検・評価】

- ・利用実績はありませんでした。施設入所又はグループホームを利用していた障がいのある人が地域で必要な支援を受けながら一人で安心して暮らせるように、関係機関と連携し支援が必要な人のニーズの把握と情報を共有していきます。
- ・市内に事業所はありません。今後の利用を見据えて新規事業所の開設を働きかけていきます。

○ 第6期計画の見込量

■ 自立生活援助	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人/月	0	0	1

【見込量確保のための方策】

- ・施設入所又はグループホームを利用していた障がいのある人が地域で必要な支援を受けながら一人で安心して暮らせるように、関係機関と連携し支援が必要な人のニーズの把握と情報を共有していきます。
- ・今後の利用を見据えて、支援者の研修に努めていきます。

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■ 共同生活援助（グループホーム）

サービス内容	共同住居に入居している人に、主に夜間・休日において、相談、入浴、排せつ、食事の介護やその他日常生活上の援助を行います。
利用できる人	知的、精神、身体に障がいのある人（支援区分は問わない）

○ 第5期計画の取組状況

■ 共同生活援助		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人/月	40	42	44
	実 績		39	39	（見込）40
	計画比	%	97.5	92.9	90.9

【点検・評価】

- ・市内に5箇所のサービス提供事業所がありますが、ほぼ満床の状態のため、20人程度が市外事業所を利用しています。

○ 第6期計画の見込量

■ 共同生活援助		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数		人/月	44	48	52

【見込量確保のための方策】

- ・関係事業者と連携し、自立した生活を希望する人等将来を見据えたニーズの把握に努め、地域において必要なサービス量を提供できるよう取組みます。

第4章 第6期障がい福祉計画
第3節 障がい福祉サービスに関する事項

■施設入所支援

サービス内容	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等、日常生活に必要な介護を行います。
利用できる人	次のいずれかに該当する人 ①障害支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の人 ②自立訓練、就労移行支援または就労継続支援B型（サービス等利用計画作成手続きを経て就労継続支援B型と施設入所支援の組み合わせが必要と市が認めた人）を受け人であって、入所による訓練が必要かつ効果的な人または通所による訓練が困難な人 ③障害支援区分3以下（50歳未満の利用者は区分2以下）であって、サービス等利用計画作成手続きを経て地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により通所による介護が困難であるため、生活介護と施設入所支援の組み合わせが必要と市が認めた人

○第5期計画の取組状況

■施設入所支援		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	人/月	42	41	40
	実績		46	46	(見込)43
	計画比	%	109.5	112.2	107.5
【点検・評価】					
<ul style="list-style-type: none"> 入所を希望しても、空床が無く入所が困難となっています。 新たな利用者は待機者として登録をしても、入所調整会議（新潟県、市町、事業所）で必要性、緊急性の度合いがあらかじめ協議されているため、入所施設の空床が直ちに当市の入所待機者により補充されるものではありません。 					

○第6期計画の見込量

■施設入所支援		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数		人/月	43	44	45
【見込量確保のための方策】					
<ul style="list-style-type: none"> 今後も入所希望者は増加して行く見込みです。一方で、地域生活への移行も課題となっています。施設入所が真に必要な方にサービスが提供できるよう、関係事業者と連携を図り、情報交換を行っていきます。また、入所までの間のサービス利用の確保についても、関係事業所との連携が必要となります。 					

第4節 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がいのある人が生き生きと日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業です。

地域生活支援事業の実施については、事業内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、見込量確保のための方策を定めます。

※ 令和2年度における実績値は見込み量となります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】障がいのある人等が日常生活、社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるよう研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。						
項 目	実績			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座、講演会開催数	3回	3回	1回	2回	2回	2回
【点検・評価】 ・福祉講演会のほか、ユニバーサルスポーツ交流大会及び障がい者スポーツ普及交流事業を開催し、ボッチャ競技の普及啓発活動やパラアスリートを招いた小学校出前授業等を行うことで障がいへの理解を深めることができました。						
【見込量確保のための方策】 ・引き続き障がいのある人等の理解を深めるよう講演会等開催のほかパラスポーツの普及啓発活動を通じて地域住民への障がいに対する理解を深める働きかけを行います。						

(2) 自発的活動支援事業

【事業内容】障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援します。						
項 目	実績			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者団体数	7団体	7団体	7団体	7団体	7団体	7団体
【点検・評価】 ・障がい者団体による自発的な活動を支援しました。						
【見込量確保のための方策】 ・障がいのある人が自発的に活動している障がい者団体への支援を継続し、障がいのある人の社会参加を促進します。						

(3) 相談支援事業

【事業内容】						
<p>■障がい者相談支援事業／障がいのある人やその保護者又は介護を行う人からの相談に応じ、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、必要な情報提供や助言をするとともに、障がいのある人に対する虐待の防止をはじめとした障がいのある人の権利擁護のための必要な援助を行います。</p> <p>■地域自立支援協議会／地域の障がい福祉に係るシステムづくり等に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、地域の障がい福祉関係者による小千谷市地域自立支援協議会を設置しています。</p> <p>■基幹相談支援センター等機能強化事業／相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。</p> <p>■住宅入居等支援事業（居住サポート事業）／障がいのある人の地域生活を支援するため、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等の支援を行います。</p>						
事業	実績			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業						
障がい者相談支援窓口数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
基幹相談支援センター設置数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
住宅入居等支援事業の実施	無	無	無	有	有	有
【点検・評価】						
<ul style="list-style-type: none"> ・小千谷市障がい者基幹相談支援センターが中核となり、市内に4箇所ある相談支援事業所への指導や助言、困難ケースの伴走支援を行っており、相談支援事業所の資質向上を図っています。 ・一般相談、計画相談ともに相談支援を通して信頼関係を構築することで、気軽に相談でき、相談件数は増加しています。 ・住宅入居等支援事業については、実施を見込んでいましたが、サービス利用はありませんでした。 						
【見込量確保のための方策】						
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに関するあらゆる相談に丁寧に対応し、相談者の状況に応じて訪問支援等の実施、伴走支援を行います。 ・相談件数は年々増加するとともに複雑多様化しています。研修等を通じて、相談支援専門員のスキルの向上を図ります。 ・高齢分野や教育分野などの会議等に参加し、連携強化に努めます。 ・小千谷市地域自立支援協議会において関係機関との連携を図り、地域課題について具体的な協議を行うことで、相談支援体制や障がい福祉サービスの充実に取り組みます。 						

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人で、後見人等の報酬等必要となる経費のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である場合、経費の全部又は一部を補助します。

項 目	実績			見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業実施件数	1件	1件	1件	1件	2件	2件

【点検・評価】

- ・「小千谷市成年後見制度利用支援事業」は、①市長による審判請求の支援②審判等に要する費用等の助成が事業内容で、高齢者と障がいのある人の権利を保護することを目的としています。家族の高齢化や家族関係の希薄化などを要因に成年後見制度等の必要性は高まっていく見込みです。

【見込量確保のための方策】

- ・関係機関と連携し、成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、相談員を通じて、必要となる人への制度に関する説明や手続き等の支援を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業目的】成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

項 目	実績			見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度法人後見支援事業の実施	無	有	有	有	有	有

【点検・評価】

- ・法人後見支援事業については、令和元年度から小千谷市社会福祉協議会において実施することとなりました。現段階において受任実績が少ない状況にあるので、制度周知を図ることにより、潜在的な需要に応えるなど、利用促進に向けた対応に努めます。

【見込量確保のための方策】

- ・社会福祉協議会及び高齢者福祉等関係機関や当事者団体と連携して、制度利用促進に努めます。また、連携強化のための中核機関の整備についても検討します。

(6) 意思疎通支援事業

【事業目的】聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に、障がいのある人とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通を円滑にします。

事業	実績			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 実利用件数	53件	38件	20件	15件	15件	15件
手話通訳者設置事業 窓口設置者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【点検・評価】

- ・平成30年度は手話言語条例制定記念イベント「手話フェスタ」の開催に伴う準備や打ち合せなどにより、手話通訳の派遣実績が多くなりました。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、派遣利用実績がやや減少しました。
- ・必要な時に意思疎通を円滑にできるようサービス量の確保に努めます。
- ・令和2年度末時点で手話通訳者の窓口設置は実施していません。

【見込量確保のための方策】

- ・派遣事業を着実に実施するため、手話奉仕員の養成を計画的に行い、聴覚障がいのある人の意思疎通を円滑にするためのサービス量の確保を行っていきます。
- ・関係課と連携し窓口においても聴覚障がいに対する理解を深め、派遣事業も活用しながら、必要な手話通訳ができる体制づくりを検討します。

第4章 第6期障がい福祉計画
第4節 地域生活支援事業の実施に関する事項

(7) 日常生活用具給付等事業

給付の種類	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、訓練用の椅子などを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計などの在宅療養等を支援する用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	居宅生活動作等を円滑にするために、小規模な住宅改修を伴う際の費用の一部を助成します。

給付の種類	実績 (件)			見込み (件)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	2	0	2	1	1	1
自立生活支援用具	0	4	2	5	5	5
在宅療養等支援用具	8	9	5	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	4	3	2	5	5	5
排せつ管理支援用具	518	564	550	580	580	580
住宅改修費	0	0	1	1	1	1

【点検・評価】

- ・排せつ管理支援用具の給付が最も多くなっています。

【見込量確保のための方策】

- ・障がいのある人のニーズに適切に応えられるよう、相談支援事業所及び医療機関などの関係機関や介護保険制度との連携を図る中で、適切なサービス量の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業目的】手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び、手話表現技術を習得した人を養成し、意思疎通に支障がある障がいのある人が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。						
種 類	実績			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成講座(入門課程)修了者数	0人	5人	0人	0人	5人	0人
手話奉仕員養成講座(基礎課程)修了者数	18人	0人	0人	5人	0人	5人
<p>【点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に開催した講座において、入門課程修了者数19人に対してほぼ全数となる18人が基礎課程を修了しました。 令和2年度の基礎課程は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座の開催を中止し、令和3年度以降に延期しました。 <p>【見込量確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意思疎通支援事業のサービス提供に必要な手話奉仕員数を確保するために今後も手話奉仕員養成講座を開催していきます。 受講者となる市民に手話への関心を持ってもらえるように、広報誌等による啓発活動を通じて、手話による意思疎通支援に対する理解を促進します。 						

(9) 移動支援事業

【サービス内容】屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出(公的な機関における諸手続き等必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出)時の円滑な移動を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促します。							
事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実人	18人	20人	20人	20人	24人	28人
	延時間	625時間	712時間	720時間	720時間	864時間	1,008時間
<p>【点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者は固定されています。利用内容は、買い物や身体を動かすことを目的とした移動支援が多くなっています。冬場の利用は減少傾向にあります。 <p>【見込量確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性や利用者の状況に応じた外出を支援するため、移動支援事業者の充実を図ります。 令和元年度に新規事業所が開設されました。ニーズが高まる見込みです。 							

第4章 第6期障がい福祉計画
第4節 地域生活支援事業の実施に関する事項

(10) 地域活動支援センター事業

事業の種類	内 容
基礎的事業	障がいのある人を対象に、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行います。
機能強化事業	基礎的事業を行う地域活動支援センターの機能・体制の強化、機能訓練等の事業を行います。

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター機能強化事業							
本市（基礎的事業）	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	人数	33人	38人	40人	42人	46人	50人
他市（機能強化事業）	箇所数	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	人数	8人	9人	9人	8人	10人	12人
<p>【点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> グループホームやアパートなどで1人暮らしをする障がいのある人が増えており、日中の居場所としてのニーズが高まっています。機能強化事業は市内で実施していないため、魚沼市や十日町市の事業所で実施しています。 <p>【見込量確保のための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日中の居場所として、ニーズがあり、年々増加傾向にあります。創作的活動や生活活動の機会を提供し、社会との交流等を促進するため、関係事業者と協力しながら市内での活動の場の拡大や活動内容の充実に努めます。 							

第4章 第6期障がい福祉計画
第4節 地域生活支援事業の実施に関する事項

(11) 任意事業

サービスの種類	内 容
福祉ホーム事業の運営	住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供することにより、その人の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス	訪問により居宅での入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援	障がいのある人に活動の場を提供するとともに、家族の負担を軽減するため、日中の家族不在時の見守りや社会に適應するための日常的な訓練などの支援を行います。
自動車免許取得・改造助成	自動車の免許取得や改造のための費用の一部を助成します。
更生訓練費給付	就労移行支援や自立訓練を利用している低所得の障がいのある人が、訓練を受けるために必要な費用の一部を助成します。

サービスの種類	実績			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業（市内の利用者）	4人	4人	4人	0人	0人	0人
訪問入浴サービス利用回数 回/月	4回	5回	0回	8回	8回	8回
日中一時支援	回/月	315回	278回	242回	242回	242回
	人/月	122人	67人	52人	52人	52人
自動車免許取得費助成者	1人	0人	1人	1人	1人	1人
自動車改造費助成者数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
更生訓練費給付実人数	15人	16人	20人	23人	25人	27人

【点検・評価】

- ・「福祉ホーム事業」については、市内の利用者が4人、市外の利用者が6人います。令和3年度からグループホームに移行されることから、今後の利用見込みはゼロとなります。
- ・「訪問入浴サービス」については、1名の利用者がいましたが、施設入所したため、利用がゼロとなりました。今後も1名程度の利用者が見込まれます。
- ・「日中一時支援」については、令和元年度から市内で「共生型サービス」が開始されたことにより、生活介護事業や放課後等デイサービス事業へ移行された人もいたことから減少しています。
また、放課後や夏休み期間等の利用者が集中する時期のみ、子ども部会と連携して利用者の調整を図っており、必要な人にサービスの提供ができています。
- ・「自動車免許取得・改造助成」については、自動車運転免許の取得に必要な費用の一部を助成し、身体に障がいのある人本人又は介助者が運転する自動車の改造に必要な費用の一部を助成しています。
- ・「更生訓練費給付」は、就労移行支援事業及び自立訓練事業（生活訓練）の利用状況と連動しています。近年やや増加傾向となっています。

【見込量確保のための方策】

- ・ニーズを把握するとともに、適切なサービス利用を促進します。
- ・共生型サービスの開始により、サービスが拡充されました。市内で不足していた「生活介護事業」や「放課後等デイサービス事業」のニーズが更に高まることが期待されます。
- ・「日中一時支援」について、夏休みの児童の利用に関しては、関係事業者と連携し、受入れ体制の検討と調整を行い、必要なサービス量を提供できるよう支援します。

第5章 第2期障がい児福祉計画

第1節 第1期計画における目標達成状況

1 障がい児支援の提供体制

[国の基本指針]

令和2年度末までに、各市町村に次について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター 少なくとも1箇所以上
- ・保育所等訪問支援 利用できる体制の構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス 1箇所以上

○第1期計画の取組状況

項目	令和2年度目標値	令和2年度末実績
児童発達支援センターの設置	1箇所	設置無
保育所等訪問支援の提供体制	1箇所	整備無
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	0箇所	無
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	0箇所	無
点検・評価		
<p>「児童発達支援センター」の設置や「保育所等訪問支援」の整備について、自立支援協議会の専門部会である子ども部会において、検討や協議を行いました。人員配置や実施場所等の設置基準が厳しいことから、令和2年度までに整備はできませんでした。児童発達支援については、現在、市内にサービス提供を行う事業所がなく、市外の事業所を利用している状況です。身近な地域で療育支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、現在健康未来こども課において実施している「プレイ教室」の開催や、家庭児童相談員や小千谷市立総合支援学校の特別支援コーディネーターによる保育園等訪問の見直しや拡充を検討するとともに、児童発達支援センターの設置に向けて次期計画においても検討していきます。</p> <p>また、重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスに関しては、関係機関と連携し、支援対象者と利用ニーズの情報を共有していきます。</p>		

2 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

[国の基本指針]

- ・平成30年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

○第1期計画の取組状況

項 目	令和2年度末実績
平成30年度末時点での協議の場	設置無
点検・評価	
<p>令和元年度現在、園や学校の教育活動中における「医療的ケア」が必要となる児童の受け入れは無く、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置も無い状況です。しかしながら、令和元年度に「医療的ケア」が必要な可能性がある子どもについて関係機関に調査したところ数名の子どもが確認されたことから、今後医療的ケア児とその家族に対して総合的な支援を実施していくうえで、日中の居場所における「医療的ケア」の必要性や頻度の判断・見立て等を行うための関係機関による協議の場を設置する必要があります。</p>	

第2節 第2期 障がい児福祉計画における成果目標

1 障がい児支援の提供体制の整備等

[国の基本指針]

令和5年度末までに、各市町村に次について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・ 児童発達支援センター 少なくとも1箇所以上
- ・ 保育所等訪問支援 利用できる体制の構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス 1箇所以上

○第2期計画の取組

項目	令和5年度目標値	基本指針の考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	令和5年度末までに市に少なくとも1箇所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	1箇所	令和5年度末までに市において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	0箇所	令和5年度末までに市に1箇所以上確保する。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	0箇所	令和5年度末までに市に1箇所以上確保する。
数値設定にあたっての考え方		
<p>児童発達支援については、現在、市内にサービス提供を行う事業所がなく、市外の事業所を利用している状況です。身近な地域で療育支援を受けることができるよう、前期計画から引き続き、関係機関と連携し「児童発達支援センター」の設置に向けて検討していきます。現在、障がい児支援として健康未来こども課において実施している「プレイ教室」や家庭児童相談員、小千谷市立総合支援学校の特別支援コーディネーターによる保育園等訪問を行っています。まずは、これらの既存事業を拡充していく方向で検討していきます。設置となるまでは、人員配置や実施場所等の課題も多いため長期的な計画となる事も見込まれます。今後、設置基準の緩和を求めて国や県に要望していく必要があると考えています。また、重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスに関しては、関係機関と連携し、支援対象者と利用ニーズの情報を共有していきます。</p>		

2 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

[国の基本指針]

- ・令和5年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

○第2期計画の取組

項目	目標
令和5年度末時点での協議の場	設置有
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置有
考え方（想定される体制等）	
<p>医療的ケア児の協議の場の設置については、小千谷市地域自立支援協議会子ども部会を活用し検討します。また、協議の場の構成員については、市役所、保健所、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、小千谷市立総合支援学校等の関係者に参加してもらう方向で検討し、令和5年度末までに体制を整備することを目標とします。</p> <p>令和元年度の関係機関の調査により、市内に数名の医療的ケア児が確認されたことから、引き続き保育園や学校生活において「医療的ケア」を要する子どもがいるのか確認を行うとともに、コーディネーターの配置についても検討していきます。</p>	

3 発達障がい者等に対する支援

[国の基本指針]

- ・発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する。

○第2期計画の取組

項目	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポート活動への参加人数	0人	0人	0人
考え方（想定される体制等）			
<p>関係機関と連携し、ニーズ調査を行うと共に、発達障がいのある人の家族などに対する支援について検討していきます。</p>			

第3節 児童福祉法のサービスに関する事項

1 第1期計画の取組状況及び第2期計画の見込量

障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制を確保するため、これまでのサービス利用実績等を参考に、令和3年度から令和5年度までの各年度における指定障害児通所支援や指定障害児相談支援の種類ごとに必要なサービスを見込み、その見込み量確保のための方策を定め、計画的に取り組めます。

1 障害児通所支援事業等

■児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。 医療機能を併せ持つ医療型児童発達支援もあります。
利用できる人	療育の観点から集団療育や個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童。

○第1期計画の取組状況

■児童発達支援		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人日/月	25 (0)	35 (0)	100 (0)
	実 績		14	16	(見込)6
	計画比		%	56.0	45.7
	計 画	人/月	3 (0)	4 (0)	10 (0)
	実 績		3	3	(見込)3
	計画比		%	100.0	75.0

※ カッコ内は医療型児童発達支援の再掲です。

【点検・評価】

- ・市内にサービス提供事業所がありません。市外の事業所でサービスが提供できるよう、相談支援事業者と連携し確保に努めます。

○第2期計画の見込量

■児童発達支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人日/月	6 (0)	6 (0)	8 (0)
	人/月	3 (0)	3 (0)	4 (0)

※ カッコ内は医療型児童発達支援の再掲です。

【見込量確保のための方策】

- ・利用者は特定の人です。市外の施設のため、送迎の負担から利用日数は抑えられています。
- ・市外の事業所でサービスが提供できるよう、相談支援事業者と連携し確保に努めます。

■居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
利用できる人	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害児などの重度の障がいのある児童。

○第1期計画の取組状況

■居宅訪問型児童発達支援		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人日/月	0	0	0
	実 績		0	0	(見込)0
	計画比	%	0.0	0.0	0
	計 画	人/月	0	0	0
	実 績		0	0	(見込)0
	計画比		%	0.0	0.0
【点検・評価】					
<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる児童が確認されていません。 ・子ども・子育て支援と障がいのある子どもの支援を実施する関係者で情報を共有し、ニーズを把握するよう連携を図っていきます。 					

○第2期計画の見込量

■居宅訪問型児童発達支援		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人日/月		0	0	0
	人/月		0	0	0
【考え方】					
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援と障がいのある子どもの支援を実施する関係者で情報を共有し、ニーズを把握するよう連携を図っていきます。 					

■放課後等デイサービス

サービス内容	放課後又は休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
利用できる人	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある児童。

■放課後等デイサービス		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計 画	人日/月	192	192	350
	実 績		225	242	(見込)316
	計画比	%	117.2	126.0	90.3
	計 画	人/月	12	12	18
	実 績		17	20	(見込)21
	計画比		%	141.7	166.7
【見込量確保のための方策】					
<ul style="list-style-type: none"> ・「共生型サービス」の開始により、令和元年度から市内のサービス提供事業所が1事業所から4事業所に増加しました。今後も利用ニーズは高まるものと考えます。 					

○第2期計画の見込量

■放課後等デイサービス		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人日/月		375	435	480
	人/月		25	29	32
【見込量確保のための方策】					
<ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズの把握と関係事業者との情報共有を行い、必要なサービス量を確保するよう努めます。 ・今後もニーズが高まると予想し利用件数の増を見込んだことから、「共生型サービス」による新規事業者の開始を働きかけていきます。 					

■ 保育所等訪問支援

サービス内容	保育所等を訪問し、障がいのある児童本人に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行います。
利用できる人	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等（他に放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等）に通う障がいのある児童。

○ 第1期計画の取組状況

■ 保育所等訪問支援		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	人日/月	0	0	0
	実績		0	0	(見込)0
	計画比	%	0.0	0.0	0
	計画	人/月	0	0	0
	実績		0	0	(見込)0
	計画比	%	0.0	0.0	0.0
【点検・評価】					
<ul style="list-style-type: none"> ・当面は、保育園等訪問を実施し、指導者への助言や指導を行うことで、障がいのある子どもの集団生活への適応効果が期待できると考えます。 ・また、療育支援の強化を図るため、本計画の成果目標とした児童発達支援センター設置の検討と併せて子ども部会を中心に、保育所等訪問支援が提供できる体制について検討していきます。 					

○ 第2期計画の見込量

■ 保育所等訪問支援		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人日/月		0	0	0
	人/月		0	0	0
【見込量確保のための方策】					
<ul style="list-style-type: none"> ・当面は、保育園等訪問を実施し、指導者への助言や指導を行うことで、障がいのある子どもの集団生活への適応効果が期待できると考えます。 ・児童発達支援センター設置の検討とあわせて保育所等訪問支援が提供できる体制の構築を目標として検討していきます。 					

■障がい児相談支援

サービス内容	通所サービスを利用する障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成及びサービス利用継続のための定期的なモニタリング（見直し）を行います。
--------	---

○第1期計画の取組状況

■障がい児相談支援		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	人/月	3	3	6
	実績		5	4	(見込)4
	計画比	%	166.7	133.3	66.7

【点検・評価】

- ・小千谷市障がい者基幹相談支援センターの指導・助言の機能を活用し、相談支援事業者において、障がいのある児童に適切に対応するよう取組みます。
- ・必要なサービス見込量が確保できるよう、相談支援事業者と連携しながらサービス提供基盤の整備に努めます。

○第2期計画の見込量

■障がい児相談支援		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人/月	6	7	8	

【見込量確保のための方策】

- ・今後も相談件数は増える見込みです。
- ・小千谷市障がい者基幹相談支援センターの指導・助言の機能を活用し、相談支援事業者において、障がいのある児童に適切に対応するよう取組みます。
- ・必要なサービス見込量が確保できるよう、相談支援事業者と連携しながらサービス提供基盤の整備に努めます。

2 医療的ケア児等コーディネーター配置事業

■医療的ケア児コーディネーターの配置

サービス内容	人工呼吸器を装着している等の医療的ケアを要する障害のある子どもが、地域において必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉等の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制を整備します。
--------	---

○第1期計画の取組状況

■医療的ケア児コーディネーターの配置		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	計画	人/月	0	0	0
	実績		0	0	(見込)0
	計画比	%	0.0	0.0	0.0

【点検・評価】

- ・令和元年度の関係機関の調査により、市内に数名の医療的ケア児が確認されたことから、今後、コーディネーターを配置することについて、関係機関での検討が必要となります。
- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育の関係機関と連携し、医療的ケアが必要な児童の情報を共有していきます。

○第2期計画の見込量

■医療的ケア児コーディネーターの配置		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	人/月	0	0	1	

【考え方】

- ・令和元年度の関係機関の調査により、市内に数名の医療的ケア児が確認されたことから、今後、コーディネーターを配置することについて、関係機関での検討が必要となります。
- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育の関係機関と連携し、医療的ケアが必要な児童の情報を共有していきます。

資料編

- (1) 小千谷市地域自立支援協議会設置要綱
- (2) 小千谷市地域自立支援協議会委員名簿

小千谷市地域自立支援協議会

(1) 設置要綱

小千谷市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年12月10日告示第116号
最終改正 令和2年3月27日

(設置)

第1条 本市は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業等の障害福祉施策の効果的な実施を図るため、小千谷市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関の連携に関すること。
- (2) 関係機関等の業務において課題となったことへの対応に関すること。
- (3) 障害者が地域で生活するために必要なサービス等の社会資源の開発又は改善に関すること。
- (4) 本市の委託を受けた指定相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (5) 本市の障がい者計画及び障がい福祉計画の進捗状況の評価(計画の見直しを含む。)に関すること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消の推進(相談、紛争の防止及び解決)に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、14人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業を行う者
- (3) 教育関係機関又は就労関係機関に所属する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 障害者団体の代表者、障害者又は障害者の家族
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が適当と認める者

2 協議会に専門の事項を協議する部会を設置するこ

とができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(個人情報の保護)

第7条 協議会の関係者は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(略)

(2) 委員名簿

任期：平成30年5月1日～令和3年4月30日
(令和2年4月1日現在)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	山本 潔	小千谷市魚沼市医師会	会長
関係団体	小川 隆照	小千谷商工会議所	
	中村 浩志	長岡公共職業安定所小千谷出張所	
	高橋 和人	小千谷小学校	
	若林 靖人	小千谷中学校	
	稲田 真砂美	総合支援学校	
	羽鳥 成彰	小千谷市社会福祉協議会	
当事者団体	中町 英子	肢体不自由児・者父母の会	副会長
	久保田 利章	手をつなぐ育成会	
	渡辺 薫	精神障害者家族会	
事業者	名古屋 扶佐子	ワークセンター小千谷さくら	
	野澤 敏	特別養護老人ホーム小栗田の里	
公募による市民代表	今井 公雄		
	杵淵 徹		

第6期小千谷市障がい福祉計画
第2期小千谷市障がい児福祉計画

発行日：令和3年3月

発行：小千谷市福祉課

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号

電話 (0258) 83-3517

FAX (0258) 83-4160

E-mail fukushi@city.ojiya.niigata.jp
